



市 章

大津市公報

平 成 27 年 10 月 1 日
第 2 1 8 7 号

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

告 示	
231	公印の印影を縮小したものの印刷について..... 1
232	平成26年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業 の決算に基づく資金不足比率の公表について..... 1
233	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 2
234	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について..... 2
235	介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出について..... 3
236	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について..... 3
237	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について..... 3
238	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について..... 4
239	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の廃止の届出について..... 4
240	介護保険法による指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出について..... 4
公 告	
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6
	私道の廃止の承認に関する公告..... 6
教 育 委 員 会 規 則	
16	大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則..... 6
17	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に する規則..... 7

告 示

大津市告示第231号

公印の印影を縮小したものを印刷したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

職印

公印の名称	公印番号	管守者	縮小した寸法	縮小したものを印刷した文書の名称
滋賀県大津市長之印	1	福祉政策課長	方8ミリメートル	子育て世帯臨時特例給付金給付決定通知書
				臨時福祉給付金給付決定通知書

大津市告示第232号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度の大津市の一般会計及び特別会計の決算に基づく健全化判断比率並びに公営企業の決算に基づく資金不足比率を、次のとおり公表する。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

- 1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(11.25) [20.00]	(16.25) [30.00]	7.5 (25.0) [35.0]	20.8 (350.0)

備考 ()内の数値は早期健全化基準、[]内の数値は財政再生基準である。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業		20.0
下水道事業		
ガス事業		
病院事業		
介護老人保健施設事業		
農業集落排水事業		
卸売市場事業		
堅田駅西口土地区画整理事業		

大津市告示第233号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。
平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスセンターこてつ	大津市大萱六丁目4番18号	G l a d A r b e t a 株式会社 代表取締役 鎌田和暢	大津市国分一丁目26番21号ブライトソレムV105	通所介護	平成27年9月1日	2570104345
訪問看護ステーショングリーンストック	大津市南郷四丁目22番7号	合同会社康寿会 代表社員 大倉康寿	大津市南郷四丁目22番7号	訪問看護	平成27年9月1日	2560190288
ダスキンヘルスレント大津ステーション	大津市桜野町一丁目15番18号	株式会社湖光ケア 代表取締役 太田圭介	栗東市手原七丁目6番4号	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	平成27年9月1日	2570104337

大津市告示第234号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービスセンターこてつ	大津市大萱六丁目4番18号	株式会社そら 代表取締役 鎌田和暢	大津市国分一丁目26番21号ブライトソレム	通所介護	2570102794	平成27年8月31日

			105			
訪問介護事業所グリーンケア	大津市平津一丁目20番17号金田ビル2階	株式会社YK地所 代表取締役 金田吉正	大津市南郷一丁目7番1号	訪問介護	2570103594	平成27年9月1日
あやは福祉用具レンタルサービス	大津市玉野浦1番1号アヤハディオ瀬田店内	株式会社アヤハディオ 代表取締役 新居伸之	大津市におの浜一丁目1番3号	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	2570101689	平成27年9月30日

大津市告示第235号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
洛和デイセンター大津	大津市大門通11番11号	有限会社ミテラ 代表取締役 矢野一郎	京都市中京区西ノ京車坂町9番地	認知症対応型通所介護	2590100208	平成27年9月30日

大津市告示第236号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
居宅介護支援 bloom	大津市坂本七丁目28番3号グラウンドコーポ坂本102号室	株式会社Well-being 代表取締役 川端英雄	大津市雄琴六丁目23番11号	居宅介護支援	平成27年9月1日	2570104303

大津市告示第237号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
あやは居宅介護支援事業所瀬田	大津市玉野浦1番1号アヤハディオ瀬田店内	綾羽株式会社 代表取締役 河本英典	大阪府中央区南本町3丁目6番14号	居宅介護支援	2570101036	平成27年9月30日
よつば居宅介護支援事業所くろづ	大津市黒津二丁目15番22号	医療法人社団よつば会 理事長 遠藤 郁	草津市矢橋町621番地	居宅介護支援	2570103784	平成27年9月30日
居宅介護支援事業所みんなの家	大津市平津一丁目17番1号東晃ハイツ106号	有限会社みんなの家 代表取締役 阪下裕子	大津市平津一丁目17番1号東晃ハイツ106号	居宅介護支援	2570101259	平成27年9月30日

ほんわかプランケア中西	大津市雄琴一丁目 4 番 27 号	合同会社和輝 代表社員 中西輝数	大津市雄琴一丁目 4 番 27 号	居宅介護支援	2570103362	平成 27 年 9 月 30 日
-------------	-------------------	---------------------	-------------------	--------	------------	------------------

大津市告示第 238 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。
平成 27 年 10 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
デイサービスセンターこてつ	大津市大萱六丁目 4 番 18 号	G l a d A r b e t a 株式会社 代表取締役 鎌田和暢	大津市国分一丁目 26 番 21 号ブライトソレム V 105	介護予防通所介護	平成 27 年 9 月 1 日	2570104345
ダスキンヘルスレント大津ステーション	大津市桜野町一丁目 15 番 18 号	株式会社湖光ケア 代表取締役 太田圭介	栗東市手原七丁目 6 番 4 号	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	平成 27 年 9 月 1 日	2570104337

大津市告示第 239 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の指定介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成 27 年 10 月 1 日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
デイサービスセンターこてつ	大津市大萱六丁目 4 番 18 号	株式会社そら 代表取締役 鎌田和暢	大津市国分一丁目 26 番 21 号ブライトソレム V 105	介護予防通所介護	2570102794	平成 27 年 8 月 31 日
ゆいヘルパーステーション	大津市逢坂一丁目 14 番 14 号	有限会社ゆいゆい 代表取締役 金尾浩	大津市逢坂一丁目 14 番 21 号	介護予防訪問介護	2570101804	平成 27 年 8 月 31 日
訪問介護事業所グリーンケア	大津市平津一丁目 20 番 17 号金田ビル 2 階	株式会社 Y K 地所 代表取締役 金田吉正	大津市南郷一丁目 7 番 1 号	介護予防訪問介護	2570103594	平成 27 年 9 月 1 日
あやは福祉用具レンタルサービス	大津市玉野浦 1 番 1 号アヤハディオ瀬田店内	株式会社アヤハディオ 代表取締役 新居伸之	大津市におの浜一丁目 1 番 3 号	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	2570101689	平成 27 年 9 月 30 日

大津市告示第 240 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 54 条の 2 第 1 項の指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

平成27年10月1日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
洛和デイセンター大津	大津市大門通11番11号	有限会社ミテラ 代表取締役 矢野 一郎	京都市中京区西ノ京車坂町9番地	介護予防認知症対応型通所介護	2590100208	平成27年9月30日

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年9月9日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市別保二丁目7番20号 株式会社高栄ホーム 代表取締役 北井 博	大津市野郷原二丁目字野畑620番1、同番4の一部、622番、623番1、同番4及び同番17	2,957.51㎡	平成27年9月7日	第1262号

（平成27年9月9日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年9月14日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市仰木二丁目20番10号 北村 典久	大津市仰木六丁目字今日吉2943番1、2946番1及び2947番4	483.78㎡	平成27年9月9日	第1263号

（平成27年9月14日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年9月16日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都府久世郡久御山町相島村内36番地3 株式会社巴山土木 代表取締役 巴山 久夫	大津市中野二丁目字前田320番の一部、321番の一部、324番1の一部、326番の一部、327番の一部、328番の一部、同番1の一部、329番の一部及び同番1の一部	2,995.38㎡	平成27年9月14日	第1264号

（平成27年9月16日揭示済）

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

平成27年9月18日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市松本一丁目4番1号 株式会社丸商 代表取締役 福田 学	開発区域 大津市大江一丁目字江崎 1577番1、同番4、同番5 及び同番6 開発行為に関する工事の区域 大津市大江一丁目字権現公 1488番20の一部、1509番4 の一部、同番9の一部及び 同番10の一部並びに同町字 江崎1575番3の一部、 1576番3の一部、1577番2 の一部、同番3の一部、 1581番3の一部及び1611番 1の一部並びに上記地先大 津市道	開発区域 2,281.26㎡ 開発行為に関する 工事の区域 951.47㎡	平成27年 9月16日	第1265号

（平成27年9月18日揭示済）

私道の廃止の承認に関する公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による次の道路の廃止を承認したので、大津市建築基準法等施行細則（昭和47年規則第7号）第12条の2第3項の規定により公告する。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

平成27年9月18日

大津市長 越 直 美

私道の敷地である土地の所在	申請人の住所・氏名	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	本数
大津市中庄一丁目字中庄413番1の 一部及び同番12の一部	大津市中庄一丁目4番33号 大野 信幸	48.00	4.00	1

（平成27年9月18日揭示済）

教 育 委 員 会 規 則

大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則を公布する。

平成27年10月1日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第16号

大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市立小中学校教員不祥事防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校の教員（以下「教員」という。）による不

祥事の原因や背景を検証するとともに、教員の不祥事を防止するために必要と認められる次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

教員倫理の向上のための研修制度の構築に関すること。

不祥事を許さない職場風土の醸成及び組織環境の整備に関すること。

教員のストレスマネジメントに関すること。

前各号に掲げるもののほか、教員の不祥事を防止するために必要な事項に関すること。

(委員の数等)

第 3 条 条例第 3 条の規定に基づき委嘱し、又は任命する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

学識経験を有する者 5 人以内

市職員 1 人

2 委員の任期は、委嘱の日から教育委員会に答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

平成 27 年 10 月 1 日

大津市教育委員会

委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 17 号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「教育委員会が指名する」を削る。

大津市中心身障害児就園就学指導委員会規則(平成 24 年教育委員会規則第 18 号)第 3 条第 1 項第 3 号

大津市立学校結核対策審議会規則(平成 24 年教育委員会規則第 19 号)第 3 条第 1 項第 2 号

大津市通学区域審議会規則(平成 25 年教育委員会規則第 3 号)第 3 条第 1 項第 4 号

大津市教科用図書選定審議会規則(平成 26 年教育委員会規則第 11 号)第 3 条第 1 項第 3 号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。